

仲裁判断の骨子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-012

申立人：X

被申立人：公益財団法人 日本スポーツ協会 (Y)

被申立人代理人：弁護士 清水 光

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求を棄却する。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 50 条第 5 項に基づき、以下の理由の骨子を示し、規則第 44 条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理 由

1 当事者

- (1) 申立人は、被申立人の単位少年団である福井県 C 市スポーツ少年団に所属する D バレーボール少年団の監督であり、被申立人の公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団に登録する者で、規則第 3 条第 2 項の「競技者等」に該当する。
- (2) 被申立人は、国民スポーツ大会の開催、スポーツ少年団・スポーツ指導者の育成等国内におけるスポーツの統一組織としてスポーツを推進する統括団体であり、規則第 3 条第 1 項の「競技団体」に該当する。

2 事案の概要

本件は、2024 年 8 月 21 日、被申立人が、申立人について行った公認スポーツ指導者資格について「資格停止 3 か月」及びスポーツ少年団登録について「活動停止 3 か月」という処分（以下合わせて「本件処分」という。）を行ったところ、これを不服として申立人が被申立人のなした本件処分の取消しを求め、緊急仲裁を申し立てた事案である。

3 判断の前提となる事実

- (1) 被申立人は、スポーツ指導者の育成及び活用を事業目的とする公益財団法人であり、5つの領域にわたる19種の公認スポーツ指導者資格を設けている(乙1)。申立人は、本件処分対象となった行為があった2022年4月から9月までの間及び本件処分当時、被申立人の公認スポーツ指導者資格である公認バレーボールコーチ1の資格を有していた。
- (2) また、被申立人は、スポーツでの青少年の育成や地域づくりに貢献するため、スポーツ少年団を設置している(乙1)。申立人は、本件処分対象となった行為があった2022年4月から9月までの間及び本件処分当時、Dバレーボールスポーツ少年団(以下「本件少年団」という。)に属し、申立人はその指導者として登録されていた。
- (3) 被申立人は、2023年1月25日、福井県スポーツ少年団作成「相談概要報告」と題する書面を受領した。これによると、福井県スポーツ少年団が申立人の指導上の問題行動を把握し、相談者が調査を希望していることが確認された(乙4)。これを受けて、被申立人は、福井県スポーツ少年団に調査を依頼し、福井県スポーツ少年団及びその加盟団体であるC市スポーツ少年団は調査を実施した。その結果、公益財団法人福井県スポーツ協会は、処分の対象となる事実の認定ができる旨の2023年4月26日付「公認スポーツ指導者資格保有者に係る事実調査について(報告)」を提出した(乙5)。
- (4) 被申立人の倫理・コンプライアンス委員会に設置された事実調査パネルは、公益財団法人福井県スポーツ協会と協議し、同年9月11日、本件処分を答申した(乙6)。これを受けて、被申立人の倫理・コンプライアンス委員会に設置された処分審査委員会は、申立人の行為について倫理規程第4条第1項違反該当性の審理のため、2023年11月10日、申立人に対して、「弁明の機会の付与通知書」を送付した(乙7)。
- (5) これに対し、申立人は、同月16日、被申立人に対し「弁明書」を提出したが(乙8)、同書面においてなされた弁明は2023年4月26日付「公認スポーツ指導者資格保有者に係る事実調査について(報告)」で申立人が認めていた事実についても、全面的に否定する内容であった。
- (6) そこで、処分審査委員会は、2024年8月5日、申立人に対する聴聞を行い、同月21日、申立人について、本件処分を行う旨の「処分決定通知書」を送付した(甲1)。
- なお、上記「処分決定通知書」の中で、本件の処分対象事実は下記1から3の通りと記載された(以下それぞれ「本件処分対象事実①」、「本件処分対象事実②」、「本件処分事実③」といい、これらをまとめて「本件処分対象事実」という。)
- ① 審査対象者は、2022年5月28日11時頃、福井県E市所在のFトレーニング

センターでの練習試合の際に、A（当時小学生）に対し、周囲にいる者が聞こえるほどの大きな声で、概略「お前の顔を見ると腹が立つ」又はこれに類する人格を否定されたと感じる趣旨の暴言を発した。

- ② 審査対象者は、2022年6月22日17時30分頃、福井県C市所在のG体育館での練習中に、団員の被害者B（当時小学生）がレシーブをした際に右肘を床に強打し、痛くてコートにうずくまっていた時に、治療等の必要性を判断する必要があったにもかかわらずこれを行わず、結果として適切な対応が施されなかった。
- ③ 審査対象者は、少なくとも2022年4月から9月までの間、練習や練習試合の際に（大会時は除く。）、団員らのプレーに対し、「アホ」、「ボケ」と発言し、少なくとも発言の相当数については団員らがこれを聞いた。

4 請求の趣旨及び答弁

(1) 請求の趣旨

- ア 本件処分を取り消す。
- イ 仲裁申立料金は被申立人の負担とする。

(2) 答弁

- ア 本件請求を棄却する。
- イ 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

5 当事者の主張

(1) 申立人の主張の要旨

ア 事実誤認及び事実認定の不当性

本件処分対象事実①及び本件処分対象事実③に関する聴聞や弁明に際して、体も大きく声も大きいため誤解されることが多いとした発言に対して誘導された感が否めず、事実誤認であり不当である。また、本件処分対象事実②に関しても、事実認定が不当である。チームスタッフ（Hコーチ）が迅速に連絡及び治療等の対応を行い、後日被害児童及び保護者の自宅を訪問し謝罪し和解しているため、適切な対応がなされなかったというのは事実と反する（申立書6頁）。

イ 著しい合理性違反

本件処分に至る要因や背景には、問題のある保護者や児童たちが濫用的な申立てや相談をしたということがあり、本件処分は著しく合理性を欠く（申立書6～7頁）。資格停止処分及び活動停止処分には、比例原則が適用され、本件処分は重すぎる。

(2) 被申立人の主張の要旨

ア 事実誤認及び事実認定の不当性

本件処分対象事実①に関連する証拠としては、確かに、発言内容を直接認定する証拠はなく、公益財団法人福井県スポーツ協会の2023年4月26日付「公認スポーツ指導者資格保有者に係る事実調査について(報告)」(乙5)に添付された「反倫理行為(暴カ・暴言・ハラスメント等)に関する確認事項」(以下「確認事項」という。)も保護者からの聞き取りを担当者が書き起こした伝聞証拠であって、信用性が一定程度低くはなるものの、相互に信用性を補強し合う「確認事項」とLINEのやり取りから客観的に認定し、決して不当なものでない。

また、本件処分対象事実②に関連する証拠としても、「確認事項」と聴聞結果であり、重度の受傷を想像することなく、練習の進行を優先し、自らが治療等の必要性を判断すらしなかったことは指導者として不相当だと認定した。

さらに、本件処分対象事実③に関連する証拠として、申立人も積極的に否定せず、「確認事項」とLINEのやり取り等で相互に信用性を高め合うものであり、暴言・ハラスメントに該当する発言を十分に認定しうるもので、不合理なものでない。

イ 著しい合理性違反

本件処分対象事実の調査・確認については、意図的に不利な時期に処分を行ったものでなく、また、事実誤認についても、不当な評価は存在せず、被申立人の判断に著しく合理性を欠く点は存在しない。本件処分は、過去の同種の処分内容との均衡等を総合的に考慮して相当であると判断したもので、著しく合理性を欠くものではない。

6 仲裁合意

被申立人の登録者等処分規程第24条第1項では、「審査対象者が処分決定に不服ある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる」、またスポーツ少年団登録者処分基準第19条には「少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立を行うことができる。」旨の規定があるため、両当事者間には仲裁合意がある(乙14、乙15)。

7 本件スポーツ仲裁パネルの判断

(1) 判断の基準

競技団体の決定の効力が争われたスポーツ仲裁における仲裁判断基準として、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、

その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである。」と判断されており（JSAA-AP-2003-001号仲裁事案（ウェイトリフティング）等）、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考え。よって、本件においても、上記基準に基づき判断する。

（２）本件争点に対する判断

ア 懲戒処分 の立証責任と立証の程度についての判断基準

本件のような暴言・ハラスメント・不適切指導等の事実認定の手続と立証責任・証明の程度をめぐることは、競技団体が、競技団体に所属する者に対して、当該団体の規則に基づく倫理違反の制裁や不利益処分を課す場合には、公正かつ中立な立場での十分な調査により事実確認をするとともに、処分対象者に対して、処分対象事実を明確に示す（告知）することで、適正な手続を保障し、十分な弁明の機会を与えることが必要である。また、対象事実を認定するに際しても、処分規程に該当する行為があったことを相当な資料や客観的な根拠で証明する重い責任を負っている。例えば、代表選考から外すとか、懲戒処分とするなど重大な不利益処分を課す場合に、処分対象事実の立証責任は競技団体側が負わなければならない。この点で、女子ロードレースのリオ・五輪代表選考で、客観的な証拠に基づかずに不利益処分をしたことは著しく合理性を欠くと取り消されたケース（JSAA-AP-2016-001）があり、立証責任についても、不利益処分を課す側の被申立人が処分対象事実の存在を立証しなければならないことはいうまでもない。

しかしながら、これまで、スポーツ界はもとより、暴言・ハラスメントをめぐる処分対象事実に関する証明の程度（standard of proof）の問題については必ずしも十分な議論がなされてこなかった。そこで、本件仲裁パネルとしても、日本国内はもとより、諸外国での検討の動向も参酌して、規範定立を行うことにする。

懲戒処分をめぐる裁判例やスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）の仲裁判断例を見る限り、処分対象事実の認定に際しての証明の程度は、「合理的な疑いを差し挟まない（Beyond Reasonable Doubt）程度の証明」という刑事事件の証明より軽いが、一般民事事件の「蓋然性の比較考量（Balance of Probability）」「証拠の優越性（Preponderance of the Evidence）」より重く、「相当程度の確信（Comfortable Satisfaction）の証明」が必要であるとされている（例えば、CAS 2016/A/4558 *Michell Whitmore v. ISU* (29 September 2016)）。つまり、競技団体が不利益処分を下すための立証の程度は決して軽いものではなく、本人及び関係者からの処分対象事実に関する丁寧な聞き取りを含めて、相当な資料や客観的な証

拠に基づく慎重な事実認定が求められている（JSAA-AP-2020-003 号（知的障がい者卓球）13～14 頁）。

イ 本件処分対象事実は相当程度の確信の証明の程度で事実認定されたものかどうか

ところで、被申立人のスポーツ少年団は、1962 年に創設され、日本最大の青少年スポーツ団体であり、2021 年の登録状況は、登録団数が約 3 万団、登録団員数は約 57 万人、登録指導者、役員・スタッフ数も約 16 万人という大規模な集団であって、青少年にスポーツの喜びを提供し、青少年の健全育成や地域づくりに貢献する団体である。しかも、被申立人のスポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の 4 つの段階で重層的に構成・運営されており、住民スポーツの総体である各地の体育・スポーツ協会や教育委員会とも密接に連携して、青少年の健全育成に努めている（被申立人ホームページ「スポーツ少年団とは」

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid66.html>）（仲裁判断時閲覧）。

このような設立の経緯、組織運営の特殊性、大規模性、単位団と市区町村や都道府県のスポーツ少年団、各地のスポーツ協会などとの関係から、被申立人倫理規程第 5 条によれば、役職員及び登録者等が倫理規程第 4 条の違反行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始することになっている。しかし、公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者については、被申立人による独自調査には限界があるところから、実際の調査は、登録者等処分規程第 11 条により、当該指導者が所属する被申立人の加盟団体や市区町村スポーツ少年団ないし都道府県スポーツ少年団に依頼することになっている（答弁書 3 頁）。そのため、暴言・ハラスメント等の相談に対する対応や調査・確認の手續に多少の時間がかかったり、事情の聴取方法・確認の手立て等をめぐり、首尾一貫性を欠くなどの事態が生じたからといって、直ちに手續に瑕疵があるとか、事実認定方法が不当であり事実誤認があったと非難されるわけではない。

また、2022 年度 1 月時点での被申立人の相談窓口には、過去最多の 290 件の相談が寄せられ、体罰・暴力は減少傾向にあるが、暴言が増加し、パワハラを含めて過半数を占めている。被害者の割合は小学（41%）中学（11%）高校（10%）生が全体の 6 割を超え、暴言・パワハラ・不適切指導が未だに根強く残っている（<https://www.japan-spots.or.jp/cleansport/tabid1355html>）（仲裁判断時閲覧）。そのため、被申立人は、国内のスポーツ統括団体として、スポーツ界からの暴力・体罰・暴言・ハラスメントの根絶とともに、ジュニア・スポーツフォーラムなどを通じて、「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」を「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」と定義し、スポーツ統括 6 団体で

「NO！スポハラ」活動を積極的に展開している (<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=5019>) (仲裁判断時閲覧)。しかし、スポーツの世界の暴言・ハラスメント等についても、実際には、職場、学校、家庭などと同様に、どこまでが許される適切な指導教育で、どこからが社会通念上も法的にも許されない言動なのかの線引きが難しい。また、加害者と言われる指導者等とこれを受ける被害者(こども、保護者等)の間での認識のギャップや受け止め方の相違からも、対立・緊張関係が生じ易く、スポーツの世界特有の上下関係の格差から、面と向かって指導者等に意見を言うことも困難である。この点でも、暴言・ハラスメント等の処分対象事実の立証責任の所在、証明の程度の問題は、スポーツの現場での状況等を精査しながら、公正で妥当な基準作りが求められていると言わなければならない。

上記判断基準及び懲戒処分における必要とされる証明の程度、事実認定に求められる慎重さなどに基づいて本件事案を精査するに、被申立人は、本件処分対象事実①に関連する証拠としては、公益財団法人福井県スポーツ協会が作成した①処分の対象となる事実の認定ができる旨の2023年4月26日付「公認スポーツ指導者資格保有者に係る事実調査について(報告)」(乙5)に添付された「確認事項」、②被害者児童の保護者と本件少年団保護者とのLINEのやりとり(乙9)及び③申立人の聴聞の結果(以下「聴聞結果」という。)(乙10)を採用した。

これらによると、確かに、発言内容を直接認定する証拠はなく、「確認事項」も保護者からの聞き取りを担当者が書き起こした伝聞証拠であって、信用性が一定程度低くはなる。他方で、申立人によるこれら証拠として採用されたものに対する否定も単に記憶がないと述べたにとどまり、積極的な否定でなかった。

そうすると、相互に信用性を補強し合う「確認事項」とLINEのやり取りから、本件処分対象事実①を認定したとしても、上記判断基準との関係からみて「相当程度の確信」をもてる程度の証明で処分対象事実の認定がなされており、決して不合理なものではない。

また、本件処分対象事実②に関連する証拠は、「確認事項」と聴聞結果であり、申立人自身が認めるように、被害児童が痛がっているにもかかわらず、重度の受傷を想像することなく、練習の進行を優先し、自らが治療等の必要性を判断すらしなかったことを不適切な行為と認定したものであり、「相当程度の確信」をもてる程度の証明で処分対象事実の客観的な認定がなされていると評価できる。さらに、本件処分対象事実③に関連する証拠として、「確認事項」、被害児童の保護者と少年団の保護者とのLINEのやり取り、聴聞結果が存するが、具体的な時期や場面、発言の状況等を直接認定する証拠はなく、伝聞証拠

にとどまる点はあるとしても、申立人もこれらの事実について積極的に否定しなかった。そうすると、相互に信用性を高め合う「確認事項」とLINEのやり取り等から、本件処分対象事実②および③を「相当程度の確信」をもてる程度の証明で認定したものであって、上記判断基準との関係からみて、決して不当であるとか、事実に反するものではない。

ウ 著しい合理性違反

本件処分対象事実の調査・確認については、C市スポーツ少年団及び福井県スポーツ少年団が調査を行い、被申立人の処分審査会が2024年8月に申立人に対する聴聞を行い、証拠関係に基づき認定可能な範囲で事実を認定し、本件処分を行ったもので(甲1)、意図的に不利な時期に処分を行ったものでなく、また、事実誤認も、不当な評価も存在せず、被申立人の判断に著しく合理性を欠く点は存在しない。申立人は、本件審問期日において、被申立人公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者として、本件処分を命じられたことが不当に重すぎて、行為と結果との均衡がとれておらず、著しく合理性を欠くと主張する。この点で、被申立人は、本件処分対象事実①及び本件処分対象事実③について、「各種ハラスメント」(公認スポーツ指導者処分基準第6条第1項、スポーツ少年団登録者処分基準第2条及び倫理規程第4条第1項)に該当すると判断し、また、本件処分対象事実②についても、「不適切な身体活動」として「身体的ハラスメント」の一種になり「各種ハラスメント」(公認スポーツ指導者処分基準第6条第1項、スポーツ少年団登録者処分基準第2条及び倫理規程第4条第1項)に当たると判断した。

そのうえで、被申立人は、登録者等処分規程処分基準別表で、本件処分対象事実①から③は、表2の「スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反」、違反行為の程度として、「継続的又は重大な行為であり、かつ、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった」として、本来は嚴重注意が相当であるところ、複数の事件ができて、かつ、被害者がいずれも小学生という要保護性が高く、処分を加重する考慮要素が斟酌されて、3か月の資格停止となったとしている(甲1)。

以上のように検討をすると、本件仲裁パネルは、被申立人が行った本件処分は、違反行為の態様や加害者と被害者との関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響その他の事情、過去の同種の処分内容との均衡、処分基準表等を総合的に考慮して相当であり著しく合理性を欠くものではないと判断する。

8 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2024年9月27日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 棚村 政行

仲裁地 東京